参考資料　2

（抜粋）

消費生活用製品安全法等に基づく

長期使用製品安全点検制度及び
長期使用製品安全表示制度の解説

～ガイドライン～

平成２０年８月

経済産業省

３．５　製品への書面と所有者票の添付

特定保守製品を販売するときは、設計標準使用期間の算定根拠等について消費者が正確に理解するため、次の事項を記載した書面を製品に添付しなければなりません。ただし、輸出用の特定保守製品については、その必要がありません。次の事項は、取扱説明書の中に記載しても構いませんが、わかりやすく記載されることが必要です。（参考：添付資料２「特定保守製品に添付する書面の記載例」）

- 設計標準使用期間の算定の根拠
- 点検を行う事業所の配置等
- 点検の結果必要となると見込まれる部品の保有期間
- 清掃等の日常的に行うべき保守の内容とその方法
- 標準的な使用条件又は使用頻度の根拠となった数値よりも高い場合、目的外の用途で使用された場合、標準的な使用環境と異なる環境で使用された場合等、経年劣化を特に進める事情が存する場合には設計標準使用期間よりも早期に安全上支障を生ずるおそれが多い旨

添付資料２　「特定保守製品に添付する書面の記載例」

【本製品は消費生活用製品安全法（消安法）で指定される特定保守製品です。】

● 特定保守製品とは・・・

「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なもの（消安法第２条第４項）」として指定された製品です。

● 法定の点検期間が到来したら、点検を受けましょう。

・ 特定保守製品は、経年劣化による重大事故を防止するために、製品毎に設定された点検期間中に点検を受けることが製品の所有者の責務として求められております（消安法第３２条の１４）。本製品に表示されております点検期間が到来しましたら、忘れずに点検を受けましょう。

・ なお、法定の点検後もご使用を継続する場合には、こまめに点検を受けることが本製品を安全にお使いいただくために必要となりますので、ご注意下さい。

● 法定の所有者登録をしましょう。

・ 特定保守製品の所有者は、この製品の製造（輸入）事業者に法定の所有者登録をすることが求められております（消安法第３２条の8第１項及び第２項）。製品に同梱した「所有者票」に記載して投函又は以下の連絡方法にてご登録をお願いします。未だご登録がお済みでない方や、所有者登録の内容に変更が生じた場合には、速やかにご登録をお願いします。

・ ご登録いただいた所有者情報は、消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■ 所有者登録の方法 ← 所有者票の様式例を参照

・所有者票（返信ハガキ）でのご登録

・・・

・インターネットでのご登録（各社任意事項）

・・・

・携帯電話でのご登録（各社任意事項）

・・・

・電話でのご登録（各社任意事項）

・・・

● 法定の点検通知をいたします。

法定の所有者登録をいただいた方に、法定の点検通知をいたします（消安法第３２条の１２）。引っ越し等で所有者登録の内容に変更が生じた場合には、上記の

変更登録をお願いします。

【本製品の設計標準使用期間について】

本製品は、**設計標準使用期間※を○○年**と算定しており、適切な点検をすることなく、この期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがございます。

※　設計標準使用期間とは、標準的な使用条件（下記の＜設計標準使用期間の算定の根拠＞参照）の下で、適切な取扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品毎に設定されるものです（消安法第３２条の３）。**メーカー無償保証期間とは異なるものです**のでご注意下さい。

＜設計標準使用期間の算定の根拠＞

本製品の設計標準使用期間は、製造年月を始期とし、JIS　○○○○（業界基準であればその番号）「・・・・・」の「4.○○の標準使用条件」に基づき、以下の使用条件を想定して、当社において耐久試験等を行った結果算出された数値等に基づき、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないことを確認した時期を終期として設計標準使用期間を設定しております。

項目	条件
1.家族構成	４人世帯
2.使用環境	―
・温度／湿度	２０℃／６５％
・季節	中間期（春、秋）
・・・	
3.使用条件	
・電源電圧／周波数	100V/200V　／　50Hz/60Hz
・使用温度	４０℃
・１日使用量	４５６リットル
・用途	洗面、台所、湯張り、シャワー
・・・	
4.使用頻度	
・１日使用時間	１時間
・１年使用日数	３６５日
・・・	・・・

＜ご注意下さい！＞

- 本製品を上記の標準的な使用条件を超える使用頻度や異なる使用環境などでお使い頂いた場合においては、設計標準使用期間よりも早期に安全上支障を生じるおそれが多くなることが予想されますので、製品に表示している点検期間よりも早期に点検を受けましょう。
- 具体的な点検時期は、当社お客様相談センター（0120-00-0000）にお問い合わせ下さい。
- 製品を目的外の用途で使用したり、業務用に使用されるなど、上記の標準使用条件と異なる環境でご使用された場合も設計標準使用期間の到来前に経年劣化等による重大事故発生のおそれが高まることが予想されますが、このようなご使用は、お控えいただくようお願いいたします。

【点検を行う事業所の配置その他体制に関する事項】

本製品の点検等に関するお問い合わせは以下の連絡先よりお願いいたします。

■ 当社お客様相談センター

Tel: 0120-〇〇-〇〇〇〇
Fax: 0120-△△-△△△△

● 受付時間／平日　9:00～17:00
　※年末年始（12月30日～1月4日）を除く。

● 点検料金について

- 点検費用は、お客様にご負担いただくこととなります。また、点検の結果、整備が必要となった場合は、別途整備費用が発生いたします。
  点検料金は技術料、出張料、深夜にご希望の場合は深夜料、・・・・を合計した金額となります。なお、点検料金の設定の基準は、下記のアドレスからご覧いただけます。
  http://wwwabc.co.jp/tenkenryoukin/
- 具体的な点検料金につきましては、上記の連絡先にてご確認いただけます。

● 各地区の点検等に関する事業所は以下のアドレスからご覧いただけます。
　http://wwwabc.co.jp/tenkenjigyousyo/
　（支社／支店／代理店等の一覧表を記載する方法もある。）

【本製品の点検の結果必要となると見込まれる部品の保有期間】

（1）〇〇に関する部品：XX 年
（2）△△に関する部品：XX 年
（3）□□に関する部品：XX 年

本制度における

（個別部品毎に記載しなくても、機能や部位で括くる方法もある。）

※ 上記部品は経年劣化により不具合が発生するおそれのある箇所に関する部品であり、補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）とは異なります。なお、補修用性能部品の保有期間は〇〇年です。

【本製品の清掃その他日常的に行うべき保守の内容及びその方法】

・ 製品を安全にご利用いただくためには、お客様においても日常的に清掃や安全確認を行っていただくようお願いいたします。
・ 〇〇月（日／年）に一度は以下の方法にて清掃や安全確認を行って下さい。
・ 清掃や異常を感じた場合の措置を行う際には、製品の運転スイッチを OFF にして、電源プラグを抜いてから行って下さい。

＜清掃＞

① ･･･
② ････

＜安全確認＞

③ ･･･
④ ････